

第2回 木の文化都市を継承・創出する金沢会議 発言要旨

日 時：令和3年12月3日（金） 10:00～11:30

場 所：金沢市役所4階 兼六会議室

■議題1：金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例（仮称） 骨子案

■議題2：金沢市木の文化都市推進計画の策定 構成案

- ・ 国の公共建築物等における木材利用の促進に関する法律と、本条例との関係性等について伺う。例えば、法律の中では事業者と木材利用の協定を結ぶ仕組み等が設けられている。そのようなことができる大変面白いと思う。
- ・ 木の文化都市の「ビジョン」を掲げたほうが良い。基本理念3（連携、協働）はアプローチ（手段）に近い表現である。その先に何を見据えるのかを打ち出したほうが良い。
- ・ 「木の好循環の創出」は林業等のことを指していると思うが、「好循環」の中には林業の担い手をどのように育てていくのか等のサイクルと、木に関わるユーザーサイドの生活サイクル等の連関をどのように創出するかが重要な部分であると認識している。民間、行政、市民生活、林業等の主体ごとに整理し、連関させていくような構成も方向性としてわかりやすいと思われる。
- ・ 連関の中には、材木屋、補修屋、工具屋などの「木の文化」を支えている全ての存在がある。林業と市民生活の間には、様々な人たちが混ざり合っている中での循環や連関であると思う。その循環と条例や推進体制との関係性や、保護と推進のバランスも検討していく必要がある。
- ・ 循環を担う主体や過程を検討することも金沢会議の役割であると感じる。木の好循環は林業だけではなく、「木の文化」を支えている全ての存在であることも踏まえ、市の重点施策として位置付けた方が役割としてはわかりやすいと思う。
- ・ 「木の好循環」は、文学的に高度な表現をしているように見受けられる。「木材」と「木に関わる全体」の表現を決めると良い。
- ・ 今の段階では、法律も含めた木を配慮した建築をつくる流れがきている。「木」そのものを使うケースもある中で、「木の文化」を広く捉えて、みんなが混在することを重視することが第1歩であると思う。また、条例は全体の枠組みを包括的に記載する位置づけであり、計画は具体的に記すことが必要である。役割が別のものである。

■議題3：令和3年度の事業報告

- ・ 資料3のP9「中高層建築物における木の活用に向けた支援制度の創設」に関して、準備しなければならない点がある。将来的には、金沢市としてのビジョンやイメージを持っておく必要がある。金沢市としてのメッセージとしても、持っておくべきである。
- ・ 手を動かしながら、ビジョンを作っていくことが大事である。武蔵から橋場の通りは、伝統的な木造から大正・昭和の建築も残っていることや、土地の区画が小さい町家単位で残っていることや、所有者が地元であることから、可変性（フレキシブルさ）があることが強みである。そこで、対象エリアとして位置づけ、伝統的な建築と現代的な建築が共存するものができるのではないかと選んでいる。なかなかビジョンとしてつくりにくい。
- ・ 統一する必要があるわけではない。多様性を持たせ、木の文化都市の枠組みで整理することが重要である。金沢市としてのメッセージを発信することが重要である。
- ・ 建築基準法の改正によって、準耐火構造でできる建築物の幅が広がってきている。設計者の視点においても、規模によって、担い手が異なる。軸組構造の準耐火建築物であれば、地元の工務店でも対応できるが、中高層建築物の耐火建築物は、地域の建設業が対応することになると思う。したがって、地元の在来木造の技術者も参加できるような枠組みを整えることが必要である。
- ・ 金沢のまちづくりの方針を決めた「伝統環境保存条例」以来の文脈である「伝統と創造」や、「開発と保存」等の矛盾するものを共存・併存させていくことを進めてきている。すなわち「モザイク模様の都市」をどのように共存させていくかという問いかけに対して取り組みを進めながら考えていく必要がある。